

広島県告示第626号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和4年8月18日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県広島市安佐北区小河原町1281番地 社会福祉法人 三篠会 理事長 酒井 亮介
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市原926番地の1 介護老人保健施設 原

2 申請の内容

72 し尿処理施設1基を廃止し、1基を設置する。また、排水口1基の排出水の汚染状態及び量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 72 し尿処理施設1基 廃止

(その2) 新設

種	類	72 し尿処理施設 1基 (汚水処理施設)
能	力	650人槽, 130m ³ /日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	令和4年10月31日
	使用開始予定年月日	令和4年11月1日

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		連続, 24時間/日 (季節的変動なし)	
項 目		通 常	最 大
使 用 の 方 法	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	7	6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	20
	化学的酸素要求量		20
	浮遊物質 量		20
	窒素含有量		20
	リン含有量		2
	大腸菌群数 (単位: 個/m ³)		1,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		120.0	130.0
汚水等の排出先		No. 1 - 1 排水口	

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 72 し尿処理施設1基 廃止

(その2) 新設

種 類	72 し尿処理施設 1基 (汚水処理施設)	
形 式	ダイキ浄化槽 FCF-650B4N型	
主 要 寸 法 (単 位 : m)	縦14.7, 横13.0, 高さ3.065	
能 力 (汚 水 処 理)	130.0m ³ /日 (650人槽)	
汚 水 等 の 処 理 方 法	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	令和4年10月31日

等	使用開始予定年月日		令和4年11月1日				
使用 の 方 法	汚水等の 汚染状況 処理前 処理後の	項目	処 理 前		処 理 後		
			通 常	最 大	通 常	最 大	
		水素イオン濃度（単位：水素指数）	6.0～8.0	6.0～8.5	7.0	6.0～8.0	
		生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	160	200	15	20
		化学的酸素要求量		100	150	15	20
		浮遊物質質量		200	250	15	20
		窒素含有量		40	50	15	20
		燐含有量		4	5	1	2
		大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	100,000	200,000	1,000以下	3,000	
		排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）	120.0	130.0	120.0	130.0	
汚水等の排出先	No. 1－1排水口						

(3) 排出水の汚染状態

(その1) 変更

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
No. 1－ 1排 水口	生物化学的酸素要求量	15以下	20	15	20
	化学的酸素要求量	15以下	20	15	20
	浮遊物質質量	50以下	60	15	20
	窒素含有量	40	50	15	20

	燐 含 有 量		4	6	1	2
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		145.8	337.5	120.0	130.0

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和4年8月18日から令和4年9月8日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市生活環境課